

甲府市特定地域生活排水処理事業
(甲府市浄化槽事業)
経 営 戦 略

第1章 経営戦略策定について

1 事業の概要

甲府市浄化槽事業は、北部山間地域（千代田地区・能泉地区・宮本地区）において甲府市が設置主体となって合併処理浄化槽を整備し、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、北部山間地域の公共水域の水質保全を図るとともに生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として平成23年度より開始しました。

その後、平成27年度までに115基の浄化槽を設置し、また、91基の浄化槽を寄付採納したことにより、合計206基となりました。平成28年度以降は、浄化槽の維持管理を行うとともに新たに12基の浄化槽を寄付採納し、平成30年度末には、管理する浄化槽が218基まで増加しましたが、令和元年度以降、浄化槽使用者の死亡等による浄化槽の使用休止・廃止があり、現在は、212基（令和2年度末）の浄化槽を管理しています。

また、事業の財源は、地方債を起債し充てるとともに、環境省の循環型社会形成推進交付金（浄化槽市町村整備推進事業）を活用しており、そのため、一般会計の歳入歳出と区分して経理を行う必要があることから、特別会計を設置し、これにより、本事業は、公営企業の位置づけとなりました。

2 経営戦略の策定について

公営企業は、地方財政法により適正な経費負担に基づき料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知が出され、公営企業に対する中長期的な経営の基本となる「経営戦略」を策定し、経営の基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとされています。

将来的な事業の収支においては、浄化槽の老朽化に伴い、修繕費等の維持管理費用の増加が見込まれ、経営環境は更に厳しくなることが予想されます。

このような厳しい経営環境の変化に適切に対応し、中長期的な視野に基づく事業実施を行うことが必要であるため、経営の基本計画として経営戦略の策定を行います。

3 計画期間

令和3年度～令和12年度（令和3年10月1日～令和13年3月31日：10年間）

4 策定方針

経営戦略は、収入状況を踏まえた計画の実施及び浄化槽の維持管理を行ううえでの事業の効率化と健全化を図るとともに、投資と財源の中長期的な収支計画書として策定します。

5 策定の見直し

経営戦略は、事業を安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画であることから、P D C Aサイクルにより年度ごとに進捗管理を行うとともに、社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

また、本市では、「甲府市使用料・手数料の見直し基本方針」による使用料の見直しを3年ごとに行っています。本事業についても、財源である浄化槽使用料については、同時期に見直しの検討を行うため、経営戦略も併せて見直しの検討を行います。

第2章 事業の現状

1 行政人口

甲府市の行政人口は、令和2年度末で186,438人となっており、5年前の平成27年度末の191,664人から5,226人、2.7%の減少となっています。

本市の将来人口については、「甲府市人口ビジョン（令和2年改訂版）」によると、計画最終年度である令和12年度の行政人口は、174,500人と推計されており、令和2年度末と比べ11,938人、6.4%の減少となる見込みです。

事業区域内人口は、令和2年度末で847人となっており、5年前の平成27年度末の1,009人から162人、16.1%の減少となっています。

ただし、浄化槽使用者が転居・死亡した場合でも、その家族が継続して浄化槽を利用するケースも多く、事業で管理している浄化槽基数は、人口減少率ほどには減少していません。

2 事業区域

事業区域は、北部山間地域（千代田地区、能泉地区、宮本地区）であり、区域内には、平瀬町、上帯那町、下帯那町、塔岩町、竹日向町、高成町、川窪町、御岳町、猪狩町、草鹿沢町、高町、黒平町があります。

事業区域面積は、9,395haあり、そのうち排水区域面積は、8,515haです。また、事業区域内には、甲府市の水源保護地域を含んでいるため、水源の水質の保全に努めなければなりません。

3 浄化槽の管理状況

現在は、212基の浄化槽の維持管理を行っています。維持管理は、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査を実施し、その結果に基づき、必要に応じた修繕を行っています。

管理する浄化槽は、減少傾向にはありますが、「1 行政人口」の欄でも述べた相続人の継続使用、また、新たな浄化槽の寄付採納も考えられることから、管理基数については、計画期間内については横ばいになる予測としています。

市設置浄化槽基数及び寄付採納基数の推移

年度 基数	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
設置	24	40	25	10	16	0	0	0	0	0	115
寄附	0	15	17	55	4	11	0	1	0	0	103
休止	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	5
廃止	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	24	55	42	65	20	11	0	1	4	2	
延べ管理	24	79	121	186	206	217	217	218	214	212	

4 市組織の状況

本事業の維持管理業務は、環境部環境総室環境保全課で行っており、公害係9名のうち1名を事業の業務担当としています。

5 事業対象となる浄化槽

事業で管理する浄化槽は、甲府市で設置した浄化槽または甲府市で寄付採納した浄化槽が対象となります。寄付を受ける浄化槽については、寄付申請の時点で浄化槽の異常の有無について、法定検査結果報告書及び保守点検報告書を確認しています。

なお、寄付採納の対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽のみで、みなし浄化槽いわゆる単独処理浄化槽は、対象としていません。

6 事業の収支状況

令和2年度における収益的収支の決算を見ると、総収益のうち浄化槽使用料の割合は34.0%であり、残りの66.0%は一般会計からの繰入金となっている状況です。

また、総費用の割合については、維持管理費用（保守点検・清掃・法定検査）が43.8%、職員給与費が34.2%、施設修繕費用が13.3%、地方債利子が4.2%、残りのその他経費が4.5%を占めている状況です。

さらに、維持管理費用 9,036 千円（保守点検：1,367 千円、清掃：6,807 千円、法定検査：862 千円）に対する浄化槽使用料 7,017 千円の割合は、77.7% という状況です。

経営戦略の最終年度である令和 12 年度においては、一般会計からの繰入金 が 15,311 千円となり、令和 2 年度決算額 17,860 千円と比べ 2,549 千円減少 する見込みです。

経営の現状については、別紙経営比較分析表のとおりです。

第 3 章 経営の基本方針

本事業については、北部山間地域の地域振興策として地域全体の水質保全を 図っており、将来的には、事業区域内の人口減少と施設の老朽化に伴う修繕費 の増加が想定されますが、相続人の継続使用、また、新たな浄化槽の寄附採納 も考えられることから、計画期間内においては横ばいになる予測として費用を 見込んでまいります。

浄化槽の維持管理については、適切な清掃（年 1 回）を行うとともに、保守 点検（年 3 回または 4 回）及び法定検査（年 1 回）の結果報告に基づき、浄化 槽の稼働状況について随時確認を行い、不具合箇所がある場合は、早期に器具 修繕などの対応を実施し、浄化槽本体の長寿命化を目指した効率的かつ効果的 な管理に努めてまいります。加えて、事業を安定的に継続していくため、浄化 槽使用料については、未納が発生した場合は、催促など必要な措置を講じ、未 収金が生じないように適切に対応してまいります。

事業運営については、経営状況の現状を適切に把握しながら、円滑で無駄の ない組織運営と行政サービスの適正な水準の確保に留意するとともに、維持管 理業務の委託等による経費削減なども検討し、事業を継続するために必要不可 欠である一般会計繰入金額を少しでも低減できるよう健全な経営に努めるこ ととします。

また、総務省から公営企業会計化への移行が要請されていることから、令和 6 年度から公営企業会計に移行するとともに経費の削減策を検討していきま す。

なお、平成 27 年度に市が浄化槽を設置する事業は終了しており、現在は、 既存浄化槽の寄付採納のみを行っているため、新規の設備投資は計画しており ません。

第 4 章 投資・財政計画

投資・財政計画は、別紙様式第 2 号のとおりです。